

令和2年度 年次報告案（概要） について

令和3年5月
個人情報保護委員会

I 個人情報保護法等に関する事務

➤ いわゆる3年ごと見直し

- 令和2年6月に個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年改正法）が可決・成立・公布。
- 令和2年改正法の公布を受け、政令・規則・ガイドライン等の検討を行い、令和3年3月に政令及び規則を公布。
（全面施行：令和4年4月予定）

➤ 個人情報保護制度の一元化

- 官民を通じた個人情報保護制度の見直しに係る検討を行う「個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース」及び「個人情報保護制度の見直しに関する検討会」（有識者検討会）に参画。
- 「地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会」を開催し、上記有識者検討会で報告。
- 個人情報の保護に関する法律の一部改正を含むデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案について、令和3年2月に閣議決定及び国会へ提出。

➤ 個人情報保護法に基づく監督等

- 多数の個人データをウェブサイトに違法に掲載していた事業者に対し、公示送達により当該ウェブサイトを直ちに停止するよう命令を実施。
- 外国の委託先事業者に、利用者の個人情報へのアクセス権を付与していたメッセージングアプリ事業者等に対し、立入検査を実施。
- 事業者における個人データの越境移転に関する実態調査を実施。

1,027件

個人データの漏えい等
事案の報告の受付件数

354件

報告徴収

2件

立入検査

198件

指導・助言

2件

命令

➤ 個人情報保護法等に基づく個人情報等の利活用等

- 令和2年4月にPPCビジネスサポートデスクを開設し、事業者の新ビジネスモデルにおける個人情報の適正かつ効果的な活用等について相談受付（計42件）。

Ⅱ マイナンバー法に関する事務

➤ マイナンバーの適正な取扱いに関する監視・監督

- 令和2年度のマイナンバー法の改正を受け、令和3年3月に「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則の一部を改正する規則」を公布。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、電話又はメールでのコミュニケーションなどの手法を活用した「オフサイト・モニタリング検査」を実施。
- 地方公共団体等の特定個人情報の取扱いに関する定期的な報告に関し、新たにハードディスク等の更新に係るデータの削除又は廃止の実施状況等について報告を求め、おおむね必要な措置が講じられていることを確認。
- マイナンバーを用いた情報連携の監視・監督システムについて、分析能力向上のための機能の開発を開始。

207件

(うち重大な事態8件)

特定個人情報の漏えい事案
等の報告の受付件数

40件

指導・助言等

10件

報告徴収

23件

(行政機関等7件、
地方公共団体15件、事業者1件)

立入検査

➤ 特定個人情報保護評価

- 行政機関等による特定個人情報保護評価の実施又は再実施について、委員会に提出された全項目評価書を審査・承認。
- 特定個人情報保護評価指針の再検討を行い、評価の再実施が必要となる特定個人情報ファイルに対する「重要な変更」の対象範囲を明確化する等の見直しを実施。

11件

特定個人情報保護
評価書の承認状況

Ⅲ 国際協力

- 個人情報の保護を図りつつ、国際的なデータ流通が円滑に行われるための環境整備に向けて、関係機関との戦略的な対話の実施や国際的な協力の枠組みへの参加等を積極的に推進。

➤ 信頼性のある個人データ流通のための国際的な枠組み構築に向けた取組の推進

- 欧州関係機関（欧州委員会司法総局）及び米国関係機関（商務省等）との間で、それぞれ二者間による対話を実施。
- 世界各国の個人情報保護政策の基礎・原則となっているOECDプライバシーガイドラインの見直しプロセスにおいて、委員会が行った提案に基づき、個人情報保護を巡る新たなリスクとしてのデータローカライゼーション及び無制限なガバメントアクセスという2つの論点についての検討・議論を推進。

➤ 国際会議への出席等

- アジア太平洋プライバシー機関（APPA）フォーラム
- CEATEC 2020オンラインセミナー
- アジアプライバシーブリッジフォーラム
- 世界プライバシー会議（GPA）

47件

主な国際会議等への参加件数
(うち、新型コロナウイルス感染症
を議題として扱ったものは24件)

➤ 地域別対話

- EU: 日EU間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みのレビューに関する作業を実施。
- 米国: 商務省次官補代理との会談、駐日米国大使館公使との会談。
- 英国: 個人情報保護法第24条に基づく指定のレビューに関する作業、連携強化に向けた議論を実施。
- APEC 越境プライバシールール（CBPR）システムの推進: 国内外へ向けた同システムの周知活動を実施。

13件

外国機関との対話実績

➤ 国内事業者による国際的な活動に資する情報の発信

- 委員会ウェブサイト上に諸外国・地域における個人情報の保護に関する情報を提供。

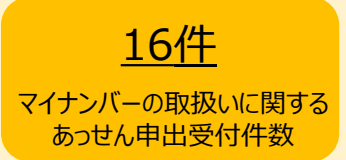
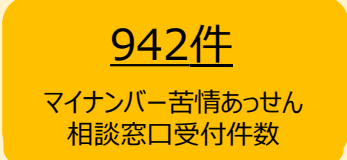
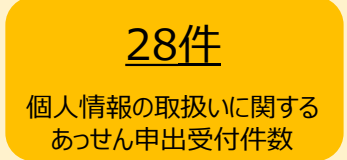
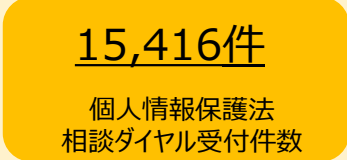
IV 新型コロナウイルス感染症に係る対応

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的とした個人データの取扱いや、事業者等においてテレワーク等を活用する場合のマイナンバーの取扱い等について、委員会ウェブサイトに掲載。
- 新型コロナウイルス感染症対策における個人データの取扱い等に対する委員会の対応について国外に発信するとともに、国際会議の議論に積極的に参加し、各国の関係機関との意見交換や各国の対応についての情報収集を実施。

V 個人情報保護法、マイナンバー法等に共通する事務

➤ 相談受付

○ 令和2年9月から個人情報保護委員会チャットボットサービス（PPC質問チャット）の運用を開始。



➤ 広報・啓発

- 委員会が加盟しているアジア太平洋プライバシー機関（APPA）において取り組むこととされているPrivacy Awareness Weekについて、「個人情報の取扱い方を考える週間！」と称し、個人情報保護の重要性等に関し、広く国民に広報を実施。
- 中小規模事業者向けに「個人情報の取り扱いに関するヒヤリハット事例」などの動画を作成し、政府インターネットテレビで公開。
- 小学生を対象として「個人情報の適切な取扱い方」を啓発する出前授業を実施し、ハンドブック等も配布。
- マイナンバーについて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、各種説明会で配信する動画の中で、特定個人情報の適正な取扱いの確保や安全管理措置の再確認を促すことなどを目的とした説明等を実施。

